平成２９年（フ）第１７号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字長和田1835番地１
ゆりはま大平園（旧住所　鳥取県鳥取市河原町中井186番地３）
債務者　奥田　　純
１　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第６号
愛媛県松山市土居田町232番地８
債務者　儘田　貴光
１　決定年月日時　平成29年５月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０号
愛媛県松山市南江戸４丁目６番41号
債務者　山内　明美
１　決定年月日時　平成29年５月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７９号
愛媛県松山市東石井４丁目５番９号　石井団地９棟942号
債務者　隼田　祐輔
１　決定年月日時　平成29年５月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８７号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地34棟９号
債務者　宇野　千花
１　決定年月日時　平成29年５月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４７号
熊本市北区下硯川１丁目７番34号　コンフォート・ヴィル　205号
債務者　佐伯　周祐
１　決定年月日時　平成29年５月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７号
大分県豊後大野市三重町玉田1304番地１
債務者　家入　博美
１　決定年月日時　平成29年５月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第１３０号
宮崎市淀川２丁目７番28号　第３アオイコーポ301号
債務者　道下　なな（旧姓上木原）
１　決定年月日時　平成29年５月12日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２１号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1536番地１
ウエストジーマ107
債務者　當銘　由輝
１　決定年月日時　平成29年５月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第５５号
長野県塩尻市大字広丘高出1847番地１　レオパレスメゾン桔梗101
債務者　鈴木　圭司
１　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１３７号
兵庫県西宮市すみれ台３丁目14番地11、前住所大阪府摂津市香露園16番22―601号
債務者　若林　君緒
１　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５４号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目13番７号　睦月荘213号
債務者　熊田　文子
１　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７３号
兵庫県西宮市今津巽町３番２―506号
債務者　牧野ゆかり
１　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６６号
大分市花江川１番15号（ウエストサイド凛202）
債務者　筒井　康夫
１　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８８号
大分市顕徳町１丁目９番７号（グリーンメゾン303）
債務者　吉村多鶴子
１　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１２号
大分市住吉町２丁目２番８号（井上ビル210）
債務者　尾藤　健治
１　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係